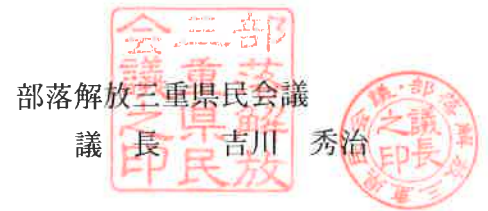


2017年6月23日

三重県経営者協会

会長 小倉 敏秀 様



## 就職差別撤廃にむけた要請書

部落差別をはじめあらゆる差別撤廃と人権確立にむけた取り組みに敬意を表します。

さて、就職は一人ひとりの人間が生きていくうえで極めて重要なものです。また、雇用関係の入り口という意味でも大きな意味を持つものです。したがって、公正な採用選考を実現するために、国や自治体、教育関係者、民間団体など多くの人々が尽力してきました。その活動の成果として、就職差別の問題のひとつに大きく位置づけられている、「部落差別」について国は部落差別のない社会を実現することを目的にした「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に施行されました。

しかし、今日も差別につながる応募用紙の書式や面接での質問などがあとを絶ちません。さらに、続発する戸籍不正請求事件、「全国部落調査 部落地名総鑑の原典 復刻版」の存在など、差別身元調査があとを絶たない深刻な実態も明らかになっております。

つきましては、そのような状況を踏まえ、下記の項目について貴会のご理解と、貴会の会員企業などへのご周知を要請します。

### 記

#### 1. 公正採用選考の周知徹底と啓発活動について

- (1) 公正採用選考を徹底するため、「統一応募用紙」の趣旨、「職安法第5条の4」と「大臣指針」の周知徹底を図られたい。
- (2) 周知徹底にあたり通年的な取り組みだけにとどまることなく、「就職差別撤廃強調月間」を設定（できれば6月）し、関係行政機関や関係団体と連携しながら各種啓発活動など幅広い取り組みを進められたい。

#### 2. 「公正採用選考人権啓発推進員」制度について

- (1) 県内の「公正採用選考人権啓発推進員」制度を周知徹底し、国および県が実施する企業トップ対象などの研修会へ積極的にご参加いただくよう、会員企業などへ周知徹底いただきたい。
- (2) 差別と人権侵害のない明るい職場をつくるため、企業内の人権研修を奨励いただくようご支援いただきたい。

### 3. エントリーシートについて

- (1) 大学生における就職活動が活発化している中、ネット上でのエントリーシートにおける不適切事案がないよう、会員企業などへ周知徹底いただきたい。
- (2) 採用面接時における質問事項について、差別につながる恐れのあることがないよう、会員企業などへ周知徹底いただきたい。

以 上